

## 小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務内容及び期間

「小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務 仕様書」のとおり

### 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 4 提案上限額

3,137,000 円（消費税、地方消費税を含む）

※年度毎の上限額は、令和 6 年度は 1,077,000 円、令和 7 年度から令和 10 年度はそれぞれ 515,000 円とする。

※上限額であり契約予定額を示すものではない。

※提案上限額の内訳は、「小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務 仕様書」で示した業務内容に係る費用とする。

### 5 選定スケジュール

プロポーザル公募	令和 6 年 6 月 6 日（木）開始
プロポーザル参加表明書提出	令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 4 時 期限
質問書受付	令和 6 年 6 月 7 日（金）開始 令和 6 年 6 月 12 日（水）午後 4 時 期限
質問書回答	令和 6 年 6 月 20 日（木）期限
公募型プロポーザル提案資格確認通知書の発送	令和 6 年 6 月 26 日（水）通知（メール）
企画提案書等の提出	令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 4 時 期限
プレゼンテーション審査	令和 6 年 7 月 16 日（火）
審査結果通知	令和 6 年 7 月 17 日（水）通知
契約締結	令和 6 年 7 月下旬（予定）

### 6 参加資格要件

本件、公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 官公庁（議会を含む）へのペーパーレス会議システム、又はこれに類似するシステムの導入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年小郡市告示第 27 号）に基づく指名停止を受けていない者。（公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者。）
- (4) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者。（公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者。）
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（同法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。

## 7 参加表明書の提出

参加表明書は以下の指定様式を用い提出すること。

- (1) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要（様式任意）
- (3) ペーパーレス会議システム導入及び運用業務の受託実績（様式第 11 号）
- (4) 誓約書
- (5) 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ、過去 3 か月以内に取得したもの）
- (6) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書の写し（個人の場合のみ、過去 3 か月以内に取得したもの）
- (7) 身分証明書の写し（個人の場合のみ）

- 提出部数 各 1 部
- 受付期間 令和 6 年 6 月 7 日（金）から  
令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 4 時 00 分 ※期限厳守
- 提出場所 小郡市役所議会事務局 庶務係（本館 3 階）
- 提出方法 持参又は郵送（必着）によること

## 8 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第 10 号）を提出すること。質問書以外での問い合わせ

せについては、一切受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年6月7日(金)から  
令和6年6月12日(水)午後4時00分 ※期限厳守
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第10号)により、電子メールで送信すること。  
メールアドレス ogorigikai@gem.bbiq.jp
- (3) 質問回答 質問に対する回答は、令和6年6月20日(木)までに小郡市ホームページにおいて公表する。
- (4) その他 質問者の名称については公表しない。評価に対する質問や、受託候補者選定に公平性が保てないと判断した場合には回答しない。

## 9 公募型プロポーザル提案資格確認通知

参加表明書の提出者に対して、市においてプロポーザルへの参加資格を確認し、提案資格の有無について、公募型プロポーザル提案資格確認通知書(提案資格を有すると認められた者に対しては、様式第2号、提案資格を有すると認められなかった者に対しては、様式第3号)により、令和6年6月26日付でメールにて通知する。

## 10 企画提案書等の提出

次の通り企画提案書等を提出するものとする。なお、参加表明書等を提出し、公募型プロポーザル提案資格確認通知書(様式第2号)を受けたもののみ提出することができる。

- (1) 提出書類
  - ① 提案書(様式第7号) ※企画提案書等のかがみとなる書類
  - ② 企画提案書(様式任意)
    - ア 仕様書等の内容を踏まえ、【実施要領別紙1】「小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」(以下「評価基準書」という。)の「3(1) 企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。
    - イ 1参加者につき1提案とすること。
    - ウ 企画提案書の様式はA4判、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上とする。ただし、これは図表内の文字には適用しないが、読みやすいサイズを選択すること。  
ページ数は、表紙を除いて20ページ以内、両面印刷とすること。  
※A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4判2ページ分とカウントする。
  - ③ 見積書(様式任意)

見積書には、以下の経費を分かりやすく明記すること。

    - ア 初期導入費(操作研修費を含む)
    - イ 運用保守経費(30ユーザが容量1GBのクラウドサーバ及びシステムを使用する場合の1月あたりの費用)
    - ウ その他の費用
  - ④ 機能要件確認書  
対応可否等を記載すること。

## (2) 提出部数及び提出方法

以下のとおり提出すること。

①から④の順序で製本し、インデックスを付け簡易な A4 ファイルで提出すること。

○提出部数 原本 1 部 副本 6 部及び電子データ

○受付期限 令和 6 年 7 月 5 日 (金) 午後 4 時 00 分 ※期限厳守

○提出場所 小郡市役所議会事務局 庶務係 (本館 3 階)

○提出方法 持参又は郵送 (必着) によること

なお、電子データは、メールアドレス (ogorigikai@gem.bbiq.jp) に送付すること。  
ただし、メールによる送付が不可能な場合は、ファイル送信サービス等を利用するか、持参すること。

### 1.1 審査の方法等

本業務の審査は、「小郡市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務プロポーザル審査委員会」により実施する。プロポーザル審査は以下のとおりとする。

#### (1) 審査方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

プレゼンテーションは、企画提案についてのプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、評価基準書に基づいて審査する。

① 実施日 令和 6 年 7 月 16 日 (火)

※実施時間、場所等については、別途通知する。

② 出席者 3 人以内とする。

③ 説明等

ア プレゼンテーションの時間は、1 事業者につき、30 分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、10 分以内でヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションにパソコン等機材が必要な場合は、各者で用意し、プレゼンテーション会場、プロジェクター、スクリーン及び電源については本市で用意する。

エ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うものとし、企画提案書と異なる内容や、当日に追加資料を配布するなど、事前に提出された提案書以外の資料を用いた説明は認めない。

#### (2) 受託候補者の決定

審査の評価結果を合計し、基準点 (6 割) を上回り、最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点の受託候補者とする。

最高得点者が複数の場合は、機能要件確認書に基づく評価が高いものを受託候補者とする。最高得点者が複数の場合かつ機能要件確認書に基づく評価も同点の場合は、審査委員会で協議の上決定する。

なお、基準点 (6 割) を上回る提案者がいない場合は流会とする。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員にプロポーザル審査結果通知書 (受託候補者として特定した

者に対しては、様式第 8 号、受託候補者として特定しなかった者に対しては、様式第 9 号) により通知する。なお、審査の経緯及び内容、また結果に対する異議は一切受け付けない。

受託候補者として特定された者は、仕様及び価格等について協議を行い、協議が整い次第、速やかに本業務における契約を行うものとする。

## 1.2 参加の辞退

参加表明書の提出後、やむを得ず参加の辞退を行う場合には、事前に担当部署に電話連絡の後、「辞退届（様式任意）」を提出すること。

## 1.3 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、受付期限、提出場所に適合しない場合。
- (2) 提案書が仕様書に示された要件に適合しない場合。
- (3) 本業務の見積書の金額が、「4 提案上限額」を超過した場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合。

## 1.4 その他留意事項

- (1) 受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類及び電子データに虚偽の記載をした場合は、本業務は失格となり、今後、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類及び電子データは返却しない。
- (4) 提出書類及び電子データは本プロポーザルのみに使用し、目的外に使用しない。
- (5) 提出書類及び電子データの作成及び提出、プレゼンテーション審査等、本プロポーザルに関する一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (6) 提案者が 1 事業者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (7) 審査結果については、受託候補者以外の者の事業者名を伏せ、市ホームページ上で公表する。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、小郡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 1.5 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1（本館 3 階）

小郡市役所議会事務局 庶務係 担当：市原

TEL：0942-72-2111（内 612） FAX：0942-72-7572

MAIL：ogorigikai@gem.bbiq.jp